

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2022 年 6 月号 | No. 06/2022

PCT ニュースレター日本語版では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。
PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

リマインダの再掲載: WIPO 標準 ST.26 形式の配列表を含む国際出願の提出について

PCT ニュースレター 2022 年 3 月号と 5 月号でお知らせした通り、2022 年 7 月 1 日以降に行われる国際出願におけるヌクレオチド及びアミノ酸の配列の開示は、WIPO 標準 ST.26 (以下「ST.26」) に準拠することになります。誤った標準を使用した配列表の提出は方式的な欠陥となり、発明の主題を追加せずに出願を補正することは困難あるいは不可能な場合があります。したがって出願時に適用される正しい標準を使用していることを確認して下さい (つまり、2022 年 7 月 1 日より前に行われる国際出願には ST.25 を使用し、当該日以降に行われる国際出願には ST.26 を使用することです)。

2022 年 7 月 1 日以降に国際出願を行う予定の出願人は、WIPO Sequence ソフトウェア (<https://www.wipo.int/standards/en/sequence/index.html>) をダウンロードし、出願予定日まで余裕をもって ST.25 に基づいた配列表を ST.26 形式に変換して下さい。ST.26 への移行に関する詳細は、PCT ニュースレター 2022 年 2 月号の「実務アドバイス」をご参照下さい (https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2022/pct_news_2022_02.pdf 英語) (https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2022/2_2022.pdf#page=11 日本語)。

また ST.26 の実装に関する詳細は、以下の ST.26 のよくある質問をご覧下さい。

<https://www.wipo.int/standards/en/sequence/faq.html>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

ST.26 又は WIPO Sequence ソフトウェアに関するご質問は、国際事務局 (wiposequence@wipo.int) までお問い合わせ下さい。

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧下さい。

2022 年 7 月 1 日発効の PCT 規則改正 (リマインダ)

2021 年 10 月 4 日から 8 日にかけて開催された PCT 同盟総会 (PCT 総会) は、2022 年 7 月 1 日から発効する PCT 規則の改正を採択しました。規則改正は、以下の通りです。

– PCT 規則 5、12、13 の 3、19 及び 49 の改正:

PCT における WIPO 標準 ST.26「XML (拡張マークアップ言語)を使用したヌクレオチド及びアミノ酸の配列表の表記に関して推奨される標準」の実施について。これらの規則改正は、2022 年 7 月 1 日以降の国際出願日を有する国際出願に適用されます。

– PCT 規則 82 の 4 の改正:

PCT 規則に基づく期間の遵守に影響する全般的な混乱発生時における出願人及び第三者を対象とした救済措置の強化について。この規則改正も 2022 年 7 月 1 日以降に満了する、規則で定める期間に適用されます。

当 PCT 規則改正を説明するパワーポイントプレゼンテーションは、以下をご利用下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/texts/ppt/rule_changes_archive.html

2022 年 7 月 1 日から発効する PCT 規則の 9 言語での全条文に関する情報は、以下のトピック「特許協力条約及び規則」をご参照下さい。

特許協力条約及び規則

2022 年 7 月 1 日付で更新される特許協力条約及び規則の両条文 (WIPO 刊行物 274) が、PDF 形式のアラビア語、中国語、英語、仏語、独語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語で当該日から利用可能になります。

<https://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4505>

両条文の別の PDF 版は、以下のリンクから上述した言語ですでに利用可能となっています。

<https://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html>

英語及びイタリア語以外の言語はページ右上から選択可能です。

PCT 実施細則及び PCT 様式の変更

以前お知らせした通り、改正された PCT 実施細則及び変更された PCT 様式が 2022 年 7 月 1 日に発効します。詳細は PCT ニュースレター 2022 年 2 月号の 7 ページをご参照下さい。

https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2022/pct_news_2022_02.pdf (英語)

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2022/2_2022.pdf#page=7 (日本語)

リマインダの再々掲載：

国際事務局が PCT-SAFE ソフトウェアの更新、配信及びサポート業務を終了

PCT ニュースレター 2021 年 7-8 月号、2022 年 1 月号並びに 5 月号でお知らせした通り、国際事務局 (IB) は 2022 年 6 月 30 日をもって、PCT-SAFE ソフトウェアの更新、配信及びサポート業務を終了します。ソフトウェアの今後の更新は予定されていません。

韓国知的所有権庁 (KIPO) 及び米国特許商標庁 (USPTO) の二つの官庁のみ、PCT-SAFE 出願の受理を終了する意向をまだ正式に IB に通知していません。PCT 出願人は 2022 年 7 月 1 日以降も、PCT-SAFE ソフトウェアの既存版を利用して引き続き PCT 出願を作成したり出願が可能な場合がありますが、IB は PCT-SAFE の使用は決して推奨しません。

PCT-SAFE をまだご利用されているユーザの皆様には、できる限り早急に ePCT 出願へ移行されますよう強くお勧めします。ePCT 出願を受理する受理官庁の一覧は、以下をご参照下さい。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/EFilingServers.xhtml>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

PCT 規則 12.1(d) に基づく言語依存のフリーテキストに認められる言語

2021 年 10 月 4 日から 8 日にかけて開催された PCT 同盟総会 (PCT 総会) は、数ある改正のうち、PCT 規則 12.1(d) の改正を採択しました。この改正は、国際出願の明細書の配列表の部分に記載されている言語依存のフリーテキストに関連するものです。この規則改正は 2022 年 7 月 1 日に発効します。さらに PCT 実施細則の第 332 号に新しい項 (a の 2) が追加され、同日から発効します。この規定は、各受理官庁が PCT 規則 12.1(a) 及び (b) を考慮して、明細書の配列表の部分の提出について、PCT 規則 12.1(d) に基づき受理する用意がある言語依存のフリーテキストの一つ又は複数の言語を国際事務局 (IB) に通知することを定めています。

以下の受理官庁が第 332 号(a の 2) に従い下記の情報を IB に通知しました。

- DE ドイツ特許商標庁: 独語。当該官庁は、言語依存のフリーテキストを第二言語として英語で追加的に提供することを許可します。
- EA ユーラシア特許機構: 英語又はロシア語。当該機関は、単一の配列表に記載される言語依存のフリーテキストをロシア語及び英語の両言語でも受理します。
- IB 国際事務局 (RO/IB): 言語は問いません。IB は言語依存のフリーテキストを第二言語として英語で受理します。
- JP 日本国特許庁: 英語。当該官庁は言語依存のフリーテキストを第二言語として英語以外の言語でも受理します。
- KP 韓国知的所有権庁: (望ましくは) 英語又は韓国語。当該官庁は、単一の配列表に記載される言語依存のフリーテキストを英語及び韓国語の両言語でも受理します。
- ノルウェー工業所有権庁: ノルウェー語又は英語。当該官庁は、単一の配列表に記載される言語依存のフリーテキストをノルウェー語及び英語の両言語で受理します。

他の通知は準備中です。上記情報は 2022 年 7 月 1 日に発効する PCT 出願人の手引 附属書 C の該当部分にも掲載予定です。

PCT 統計 2021

PCT 年次報告 2022 年版

PCT 年次報告 2022 年版は、2021 年の PCT の活動や動向をまとめたものです。2021 年の PCT 出願や国際特許制度の実績に関する包括的な一連の統計（上位出願国別、上位出願人別、技術分野別の出願件数、並びに PCT 出願における女性発明者の参加に関する統計を含む）や、（統計が利用可能な最新年度である）2020 年の国内段階移行に関する統計も掲載しています。また以下に言及する特別テーマに関する情報や、PCT の利点についての概要も紹介しています。

今年は「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) が PCT 出願にどう影響を及ぼしたか」を特別テーマとしています。新型コロナウイルス感染症は、イノベーションの実践と戦略において急激且つ深刻な変化を引き起こしました。変化の多くは国内活動に関連するものでしたが、イノベーターは、将来の国際的な見通しも調整することになりました。今年の特別テーマでは、PCT 出願件数の観点から見た国際的な側面に焦点を当てています。この特集ではパンデミック禍の PCT 出願件数の推移を、過去の経済危機と比較することによってその一端を明らかにしています。そこから浮かび上がる傾向やパターンは、イノベーターがパンデミックにどのように対応したかに加えて、より広く危機そのものの本質についても有益な洞察を提供しています。

PCT 年次報告は、以下のリンクから英語でご利用いただけます。

<https://www.wipo.int/pct/en/activity/index.html>

PCT 年次報告のエグゼクティブ・サマリーは、次の 9 言語: アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、日本語、韓国語、ロシア語及びスペイン語で、近日中に提供される予定です。

7 - 8 月の合併号

次号の PCT ニュースレターは 7 - 8 月の合併号となり、8 月初旬の発行を予定しています。今月号と合併号が発行されるまでの期間に PCT ユーザの皆様にお伝えすべきお知らせがあれば、PCT 最新情報のメール配信サービスにてご案内いたします。当サービスをまだご利用されていない場合には、以下の電子メールプラットフォームにて無料で登録手続きを行うことができます。当サービスでは PCT ニュースレター最新号の発行や臨時のお知らせを行う際に、PCT ユーザの皆様はその旨をご案内いたします。

https://www3.wipo.int/newsletters/en/#pct_newsletter

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

合併号の発行前に PCT セミナーカレンダーや PCT 手数料表に変更がある場合には、それぞれ以下のリンク先にて情報が更新されます。

<https://www.wipo.int/pct/en/seminar/seminar.pdf>

<https://www.wipo.int/pct/en/fees.pdf>

PCT アップデート

AU: オーストラリア (電話番号)

BY: 国立知的所有権センター (ベラルーシ) (管轄国際調査及び予備審査機関)

EA: ユーラシア特許庁 (EAPO) (国際調査及び予備審査機関としての当該官庁に関する情報)

HU: ハンガリー (手数料)

NO: ノルウェー (手数料)

RU: ロシア連邦 (管轄国際調査及び予備審査機関)

US: 米国特許商標庁 (USPTO) (管轄国際調査及び予備審査機関)

調査手数料 (一部の官庁)

2022 年 8 月 1 日より、以下の官庁が実施する国際調査について、下記に表示された通貨で支払う換算額が変更になります。

オーストリア特許庁	南アフリカランド
カナダ知的所有権庁	ユーロ
ユーラシア特許庁	スイスフラン、ユーロ、米国ドル
欧州特許庁	ハンガリーフォリント、日本円、南アフリカランド
連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)	スイスフラン、ユーロ、米国ドル
イスラエル特許庁	米国ドル
日本国特許庁	ユーロ、韓国ウォン
韓国知的所有権庁	米国ドル
国立工業所有権機関 (ブラジル)	ユーロ
米国特許商標庁	ニュージーランドドル、南アフリカランド
ヴィシェグラード特許機構	ハンガリーフォリント

新料金は手数料表 I(b) に表示されます。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (AT、BR、CA、EA、EP、IL、JP、KR、RU、US、XV) が更新されました)

補充調査手数料 (連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦))

トルコ: 国名の変更

国際事務局は、「Turkey」に代わり、国名「Türkiye」の使用を要請する通知を受けました。PCT 締約国の国名を含む PCT ウェブサイト上の全ての一覧や表、並びに PCT 出願人の手引における関連する表示も変更されました。「TR」の二文字コードに変更はありません。

国際調査及び国際予備審査に関するウェビナー

Exploring the PCT シリーズから、「国際調査及び国際予備審査」と題したウェビナー（英語）が 2022 年 3 月 24 日に配信されました。当ウェビナーでは、出願人のためのベストプラクティスをはじめとする国際調査及び国際予備審査の手続における様々な側面に焦点が当てられています。受理官庁が国際出願の調査用写しを国際調査機関に送付するとどのような手続が行われるのか、そして国際予備審査の請求を行う利益についても説明しています。

当ウェビナーを見逃した方は、次のリンクから録音をご視聴下さい。

<https://register.gotowebinar.com/recording/5636359809180203270>

またプレゼンテーション資料は、以下からご利用下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/2022/24_3_2022.pdf

仏語及び独語による当ウェビナーは、それぞれ 6 月 23 日と 29 日に配信予定です。詳細と参加登録については、それぞれ以下のリンクをご参照下さい。

<https://www.wipo.int/pct/fr/seminar/webinars/index.html>

<https://www.wipo.int/pct/de/seminar/webinars/index.html>

なお、ウェビナーは全て録音され、他の言語による当ウェビナーは近日配信予定です。

PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT 規則改正 (2022 年 7 月付)

2022 年 7 月 1 日に発効する PCT 規則の新条文に関する詳細は、上記のトピック「2022 年 7 月 1 日発効の PCT 規則改正 (リマインダ)」をご参照下さい。

PCT 規則改正についてのパワーポイントプレゼンテーション

上記トピック「PCT 規則改正」で紹介した通り、2022 年 7 月 1 日に発効する PCT 規則改正を説明するパワーポイントプレゼンテーションが、以下のリンクから英語で利用可能です。

https://www.wipo.int/pct/en/texts/ppt/rule_changes_archive.html

当プレゼンテーションは、他の言語でも近日提供予定です。

2022 年 7 月 1 日発効の PCT 様式

願書様式 (PCT/RO/101) 及び国際予備審査請求書様式 (PCT/IPEA/401) を含む PCT 様式の一部が変更され、2022 年 7 月 1 日から発効となります。新様式は、以下のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/forms/index.html>

ウェビナーの新録音

英語のウェビナー

下記の英語のウェビナーの録音

- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、Entering the national phase (2022 年 6 月 2 日配信)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

仏語のウェビナー

下記の仏語のウェビナーの録音

- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、Best practices for handling recording of changes (Rule 92bis) (2022 年 5 月 19 日配信)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/fr/seminar/webinars/index.html>

新しい ePCT ビデオチュートリアル

出願人向け ePCT ビデオチュートリアル

出願人向け ePCT ビデオチュートリアルを提供する以下のウェブページが

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/tutorials.html>

リニューアルされ、以下の通り追加情報へのリンクを提供しています。

- ビデオの目次がトピックごとにまとめられました。
- ePCT ウェビナーの過去の録音へのリンクは “Related Links” に提供されています。
- 英語以外の言語による ePCT ウェビナーへのリンクは “Other languages” に提供されています。

さらに、WIPO アカウントの高度な認証方法であるプッシュ通知機能の設定方法を説明する新しい ePCT ビデオチュートリアル (“Push Notification”) が、トピック “WIPO Account” のビデオコレクションに追加されました。

官庁向け ePCT ビデオチュートリアル

官庁向け ePCT ビデオチュートリアルを提供する以下のウェブページも

https://www.wipo.int/pct/en/epct/tutorials_offices.html

リニューアルされ、各ビデオの内容説明も掲載されています。さらに、国際事務局に国際出願の取下げを請求する方法についての手順を説明する、新しいビデオチュートリアル (“How to withdraw an application”) もビデオに追加されました。

PATENTSCOPE ニュース

PATENTSCOPE に新しい RSS フィード

PATENTSCOPE の RSS フィードが変更されました: 結果リストの RSS ボタンは今後機能しません。RSS フィードリーダーで使用可能な RSS ページを作成するためには、ユーザはまず WIPO アカウントにログインし、クエリを実行し、プライベートクエリのボックスがオフになっていることを確認して保存する必要があります。保存されたクエリでは RSS ボタンが利用可能になります。プライベートクエリの場合、プライベートではなくなるように保存するには、再度クエリを実行する必要があります。従来の RSS フィードは、2022 年 12 月 31 日までサポートされる予定です。

RSS フィードの詳細については、以下の Tips and Tricks ビデオから “RSS feed” をご覧下さい。

<https://patentscope.wipo.int/search/en/help/tipsAndTricks.jsf>

実務アドバイス

国際段階での機密情報の提出は可能な限り避けること

Q: これから出願する国際出願について、指定 (又は選択) 官庁としての米国特許商標庁 (USPTO) のための (PCT 規則 4.17(iv) に基づく) 発明者である旨の申立てを提出したいと思っています。残念ながら発明者が事故に遭い、身体的に申立てに署名することができません。そのため発明者が署名できないことを証明する診断書を提出したいのですが、その診断書が機密扱いとされ、国際出願の一件書類の一部として公衆に利用可能とならないようお願いすることは可能でしょうか？

A: 出願人が診断書などの機密情報を含む文書を国際事務局 (IB) に提出した場合、総じて、IB は国際出願の公開日から、国際出願の一件書類中の全ての文書を公衆に利用可能としなければならないこと (PCT 規則 94.1(b)) にご注意下さい。

文書が機密情報を含むものであり国際段階で必要とされないのであれば、提出されるべきではないでしょう。発明者である旨の申立てについては、申立てを認めるかどうかの最終決定を行うのは指定官庁である USPTO です。IB はこの事例において、発明者の署名の代わりに診断書が認められるのかどうかを判断する権限はありません。

診断書が公衆に利用可能にならないことを希望するのであれば、国際段階でその文書を提出することはお勧めしません。したがって署名された申立て、あるいは署名できなかった理由についての説明を添えた必要な申立て (そして必要であればその診断書も併せて) を、国内段階で直接 USPTO に提出するよう

お勧めします。しかしながら、この点については米国の国内段階で管轄する米国の弁理士から助言を受けて下さい¹。

なお PCT では、国際段階において発明者に関する情報を提出し、同時にその情報が機密扱いとなるよう請求することはできません（一部の国内法や広域法とは異なります）。PCT 手続の一部として提出された発明者に関連する全ての情報は、通常公衆に利用可能となります。

以下に説明する条件を満たした例外的な状況に限り、文書は公開されず、公衆に利用可能となりません。公衆による特定の情報の利用を回避するための手続はありますが、それは主に出願人が誤って機密情報を提出した場合や、優先権の回復請求に関連して機密情報の開示が必要とされるものの機密として扱われるべき場合（PCT 規則 48.2(l) 及び PCT 規則 94.1(e)、並びに優先権の回復請求が行われている場合には PCT 規則 26 の 2.3(h) の 2）をご参照下さい）等の状況を想定しています。適用される基準は非常に高く、出願人は以下の要件を満たしている理由を示した陳述書を提出する必要があります。

- 当該情報が国際出願を公衆に周知する目的に明らかに資さないこと。
- 当該情報の公衆による利用により、いずれかの者の個人的な又は経済的な利益が明らかに損なわれること。及び
- 当該情報を利用する優先的な公共の利益がないこと。

出願人は、国際出願又は関係する文書を提出する前に、その情報に機密情報が含まれているかどうか、またその情報は国際段階で必要とされるものかどうか、またその場合には、上述の要件を満たすかどうかを、常に慎重に検討して下さい。機密文書が国内段階でのみ必要とされる場合には、直接関係する指定官庁に提出することをお勧めします。

公衆による一件書類の利用から機密情報を省略するための請求に関する詳細は、PCT ニュースレター 2016 年 7 - 8 月号に掲載された実務アドバイスをご参照下さい。

https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2016/pct_news_2016_7_8.pdf (英語)

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2016/newslett_2016.pdf#page=58
(日本語)

¹ ただし、PCT 規則 4.17 に基づく申立ては、優先日から 16 か月の期間の満了前であればいつでも（また、申立てが国際公開のための技術的準備が完了する前に受理されていれば、それ以降でも）提出できるため、発明者がこの間に回復して署名できる状態になれば、国際段階での提出が可能な場合があることにご留意下さい。